

はじめに

1 本書の位置付け

鎌倉市歴史的風致維持向上計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）は、歴史的遺産と共生するまちづくりを推進するため、平成27年(2015年)12月に策定し、平成28年(2016年)1月に国の認定を受けました。策定にあたっては、平成26年(2014年)8月から平成27年(2015年)11月までの約1年間をかけて、専門家、関係団体、公募市民等から様々な意見を得るとともに、「かまくら歴史まちづくりワールド・カフェ」の開催や計画案に対する市民意見公募を通じ、市民参画をお願いしました。

歴史的風致維持向上計画は、事業計画でもあることから、計画期間としては10年を見込んだ計画（必要があれば第2期計画に移行する。）としています。また、策定後5年経過年に、その内容及び達成状況について、中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うこととしてきました。

歴史的風致維持向上計画は、市総合計画の推進に向けた考え方である「歴史的遺産と共生するまちづくり」を実現する1つの施策であるとともに、歴史まちづくり分野の個別計画であり、本計画の構成事業を市実施計画に位置付け、また、市民・事業者等の協力を得て、策定後一定の成果を挙げてきました。

【過去5年間（平成28年度～令和2年度）に完了した事業】

- ① 史跡永福寺跡環境整備事業（事業番号1-2 増補版P11 参照）
- ② 古都保存法施行50周年記念事業（事業番号3-6 増補版P25 参照）
- ③ （仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備事業（事業番号4-1 増補版P26 参照）
- ④ 鎌倉彫振興事業所整備事業（事業番号5-1 増補版P35 参照）

しかしながら、策定後5年以上の年月が経過し、その間、市の施策にSDGsの視点を取り入れ、持続可能な都市経営に努める姿勢を明確にしたことや、まちづくりに関する状況変化が生じていることから、また、計画期間の中間年に実施した評価の結果に示された課題や方向性に対応することで、効果的、効率的に今後の歴史まちづくりを推進する必要があるため、今回、計画の見直し（変更）を行うこととしたものです。

なお、本書は、見直しの結果、当初策定した計画の内容に修正や追加を行った内容をまとめたものです。

2 中間評価・検討の流れ

歴史的風致維持向上計画は計画策定後、専門家等の意見を得て、事業の推進状況等に関し、評価を行い、次の取組に反映するといった、PDCAサイクルにより、効率的な事業の推進を図ることとしています。

評価には、毎年度行う「進捗評価」と、計画期間の中間及び最終年度に行う「中間評価・最終評価」があります。

令和2年度(2020年度)は、計画期間の中間年となることから、「中間評価」を行い、課題やその対応の考え方をまとめました。

その取りまとめに当たっては、専門家、関係団体、公募市民、行政職員から構成される「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」から意見を得るとともに、図 序-1 の中間評価の③の「代表的な事業の質」の評価については、外部評価を受けるため、別途、評価委員(有識者)を選定し、意見を得て進めました。

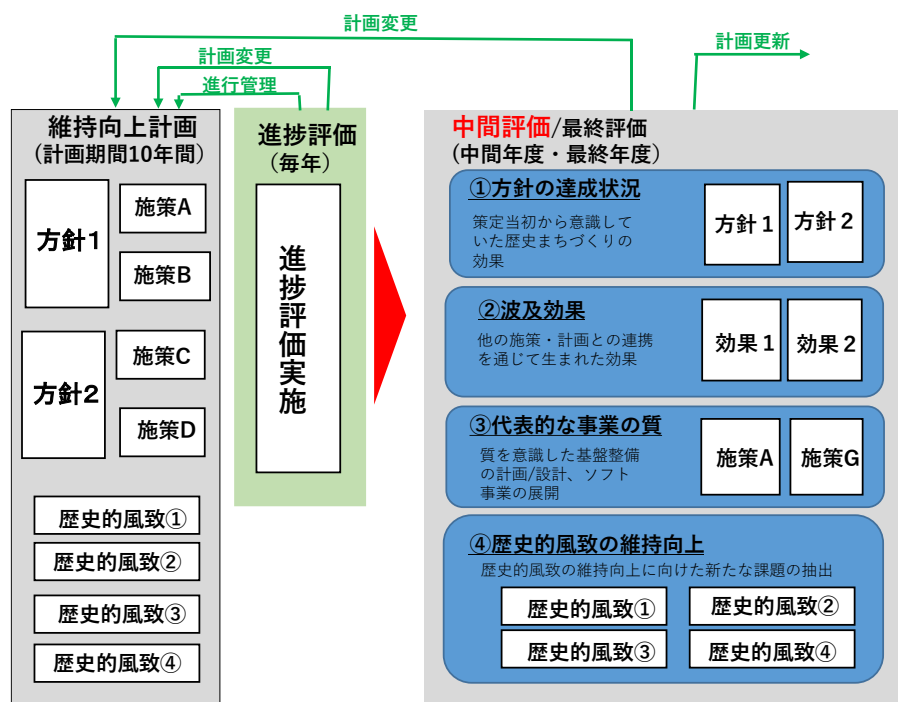


図 序-1 計画の評価の内容と進め方

- ・中間評価については、令和2年(2020年)6月に最終のまとめを完了し、その結果を市ホームページ等で公開しました。

※なお、歴史的風致維持向上計画の「進捗評価」及び「中間評価」の詳細は、市ホームページに掲載しています。

3 中間評価の結果の概要

(1) 中間評価で把握された課題

・ 中間評価においては、次の計画推進の課題を整理しました。

- ① 事業可視化に向けた取組の継続
- ② 計画の精査と部分的な見直し（内容等の見直し、事業追加、事業の重点化）
- ③ 財政的・人的な課題（事業財源の確保と体制の充実）
- ④ 歴史的建造物の保存活用の推進
- ⑤ 文化財の保存と管理・公開
- ⑥ 歴史的遺産の一体的な整備・運用（「エコミュージアムの構築」の検討調整）
- ⑦ 緑地の適切な維持管理の推進
- ⑧ 周辺市街地の環境整備
- ⑨ デジタル化や多言語化、多様性、規制改革への対応
- ⑩ 内外への発信・PR（市民等の理解、鎌倉ブランドの発信）
- ⑪ 歴史まちづくりの進捗状況の客観的な把握

(2) 中間評価後の計画の見直しの方向性

・ 中間評価の結果を踏まえ、「計画の見直しの方向性」を次のとおりとしました。

① 「国支援事業の活用」、「官民連携」を前提とする。

・ 進捗が遅れが見られる構成事業の遅延の原因は、事業財源の不足と人的な課題があげられる。その対応として、「国支援事業（街なみ環境整備事業等）の活用」と「官民連携の強化」を図る。

② 構成事業の一部見直しについて

・ これまで進捗が見られない事業の内容の見直しや、代替えとなる事業の追加など、構成事業の一部見直しを行う。

【内容の見直しを行う事業】

ア 歩行環境改善事業（取組中・進捗が困難）

イ 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業（未着手）

（見直しの考え方）

* 「歩行環境改善事業」では、路線を絞らず、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、道路の美装化等の整備を行うなど、歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指し、できることから取り組んでいく。

*北鎌倉の県道沿いは歩行環境の改善の必要性が高く、代替えルート等が見当たらないことから、時間を掛けた事業展開を視野に入れ、「北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業」の事業期間を延長する。

③構成事業の追加について

- ・その後の検討や取組の進捗状況等から次の事業の追加を検討する。

【事業の追加を検討する事項】

- ア 「若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用等」
- イ 「鎌倉市屋外広告物条例の制定・運用」
- ウ 「鎌倉市にふさわしい博物館事業（同基本計画等策定・推進）」
- エ 「博物館等運営事業」

(追加の考え方)

- *「鎌倉エコミュージアムの構築」の考え方は、歴史まちづくりの推進に有用である。「鎌倉にふさわしい博物館事業」を構成事業に追加し、2つの計画の関係性等について検討を行っていく。
- *「博物館等運営事業」では、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館、鎌倉文学館との連携強化や、県・市・民間の近隣施設との連携事業等を通じ、文化財の効果的な公開・活用を図る。

④事業の重点化について

- ・既存事業のうち、優先的に実施が必要な事業の重点化を図る。

【重点化し継続実施する事業】

- ア 文化財の保存活用を推進する。
- イ 歴史的建造物の整備と利活用を推進する。
- ウ 利便性や地域の魅力を高めるため周辺市街地の環境整備（公衆トイレ・案内板等）を推進する。
- エ 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心とした街の実現を推進する。
- オ 古都の歴史的景観を構成する樹林の適切な維持管理を国県と連携を図りながら推進する。

(重点化の考え方)

- *既存構成事業のうち、重点区域内の歴史的風致の維持向上を図っていくうえで骨格的な事業で、特に国の支援を得て確実な推進を図っていく事業又は国県の支援・連携の獲得を調整していきたい事業を重点化の対象とする。
- *公有地化した史跡の活用と資料の保存と活用に必要な保存機能を備えた収蔵庫の設置を検討する。
- *鎌倉文学館などの指定歴史的風致形成建造物の整備を推進する。大町釈迦堂口

遺跡は、早期に安全対策工事の実施を図る。

- ⑤時代の新たな潮流の変化を受け、本市が取り組む、SDGs 未来都市の実現などの新たなまちづくりの方向性を意識する

(3)SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

平成 27 年（2015 年）9 月に国連で採択された 17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs の理念」は、これまで本市が目指してきた持続的な都市経営の方向性と同じくするものであり、第 4 期基本計画では、「SDGs」により、令和 12 年（2030 年）に本市が目指す方向性を広く共有することとした。

第 4 期基本計画において、歴史的遺産と共生するまちづくりについては、次のとおり、SDGs のゴール・ターゲットと達成に向けた方向性を定め、取組を推進することとしている。



SDGs のゴール・ターゲット: 11. 4(住み続けられるまちづくりを)

市としての取組の方向性:

文化財の保存と活用や歴史的風土の保存などにより、鎌倉の歴史的遺産、自然遺産を未来へと確実に継承します。

(4)中間評価後(令和3年度(2021年度))の取組について

- ・この 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の取組に対する庁内での評価、法定協議会のコメントを踏まえ、令和 3 年度に歴史的風致維持向上計画の見直し（一部変更）を検討する。
- ・今後の取組では、計画に位置付けた事業の推進を図るため、財源の確保を目指し、取組の拡充を図ることとし、次により取組を進めることとする。
 - ① 「中間評価のまとめ」（令和 3 年(2021 年) 4 月～6 月）
 - ② 「歴史的風致維持向上計画の一部変更」（令和 3 年度（2021 年度）に予定）
 - ③ 「国支援事業の活用検討」（令和 3 年度（2021 年度）に予定）
 - ④ 「社会資本総合整備計画（街なみ環境整備事業等）の策定」（令和 3 年(2021 年) 未予定）
 - ⑤ 「歴史まちづくりの取組の確実な推進」へ

4 計画の見直しの考え方

令和 3 年度(2021 年度)に実施した、計画の中間評価の結果を踏まえ、

- ① 歴史まちづくりの取組の充実・継続
- ② 計画の推進のための課題への対応（財源の確保、面的な展開）
- ③ 推進体制の充実（官民連携の推進）

を図るため、次の方針に従い計画の見直し（変更）を行うこととしました。

- (1) 計画期間の途中であり、計画の骨格は踏襲することとし、6つの歴史的風致の項目や重点区域の範囲は変更しない。
- (2) 中間評価による、「中間評価後の計画書の見直しの方向性」に基づき、構成事業の内容を見直し、事業の追加、事業の重点化を行う。
- (3) (2)の事業内容の見直し・追加に伴い必要な方針や計画の修正等を行う。
- (4) 今後、国支援事業を活用し、事業を推進するために必要な事項を補強する。
- (5) 計画策定後の市の施策の発展や社会状況の変化に対応するため計画の修正発展を行う。
- (6) 計画の背景、現状等のうち、必要な部分を変更する。

5 本書の取扱い

平成28年(2016年)1月に国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画を本編として扱い、基本的には今後ともこの内容を継承しながら歴史まちづくりを進めていくこととします。

また、今回の中間評価・計画の見直しの成果である本書については、本編である歴史的風致維持向上計画を補足し、強化する内容のものとして位置付け、名称は「増補版」としてしています。

したがって、平成28年(2016年)1月に国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画(本編)と「増補版」は一体のものとして取り扱うこととします。

なお、第6章「歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項」については、分かりやすさを考慮して、本編の内容に今回の見直し(変更)の結果をすべて加味したものを「増補版」に掲載しています。また、「計画の見直しの考え方」に従い、第1章から第5章、第7章の見直しを行った結果を巻末資料として、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更(案)新旧対象表」にまとめ掲載しています。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

鎌倉の歴史的風致の魅力により一層の磨きをかけるとともに、その効果を鎌倉市全域に波及させていくことを目指し、重点区域内において歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等）の整備と適切な管理に関する各種事業を行う。

整備については、その施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景、そこで行われる活動との関係などを十分に把握した上で、関係機関、地域住民、関連団体等と協議の上で実施するものとし、市民や来訪者が鎌倉の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図る。なお、歴史的建造物の保存活用に関する事業の実施にあたっては、国支援事業の活用を図るとともに、整備後の利活用や維持管理に要する費用等への対応を踏まえる必要があり、民間のノウハウや資源の積極的な活用に努めるものとする。

また、歴史的風致維持向上施設の管理についても、施設の所有者や庁内関係課など十分な協議・調整を行い地域住民や関連団体との連携により取り組む。

歴史的風致向上施設の整備及び管理を進めるにあたっては、以上の考え方に加え、「第3章3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針」に基づき、事業を推進する。

2 重点区域における事業

基本的な考え方に基づき展開する具体的な内容と事業は、次のとおりとする。

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業

- 1-1 景観重要建築物等助成事業
- 1-2 史跡永福寺跡環境整備事業（事業完了）
- 1-3 扇湖山荘庭園防災工事事業
- 1-4 歴史的風致形成建造物保存整備事業（重点化事業）

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業

- 2-1 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業
- 2-2 北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業

- 2-3 社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業
- 2-4 歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業
- 2-5 若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業
- 2-6 屋外広告物条例制定・運用事業

(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業

- 3-1 樹林維持管理事業
- 3-2 緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業
- 3-3 緑地保全事業
- 3-4 鎌倉風致保存会助成事業
- 3-5 歴史的風土特別保存地区買入れ事業
- 3-6 古都保存法施行 50 周年記念事業 (事業完了)

(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業

- 4-1 (仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備事業 (事業完了)
- 4-2 発掘調査速報展事業
- 4-3 出土遺物庁舎内展示事業
- 4-4 史跡環境整備事業 (重点化事業)
- 4-5 文化財保存・修理助成事業
- 4-6 文化財調査・整備事業
- 4-7 観光案内板等整備事業
- 4-8 博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携
- 4-9 鎌倉市にふさわしい博物館事業

(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業

- 5-1 鎌倉彫振興事業所整備事業 (事業完了)
- 5-2 郷土芸能普及啓発支援事業
- 5-3 御霊会助成事業
- 5-4 教育情報事業



その他重点区域内又は市内全域で実施する事業

1-1 景観重要建築物等助成事業	3-6 古都保存法施行 50 周年記念事業
1-4 歴史的風致形成建造物保存整備事業	4-2 発掘調査速報展事業
2-1 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業	4-3 出土遺物庁舎内展示事業 ※
2-3 社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業	4-4 史跡環境整備事業
2-4 歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業	4-5 文化財保存・修理助成事業
2-5 若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン	4-6 文化財調査・整備事業
2-6 屋外広告物条例制定・運用事業	4-7 観光案内板等整備事業
3-1 樹林維持管理事業	4-8 博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携
3-2 緑地維持管理事業・緑地維持管理計画	4-9 鎌倉市にふさわしい博物館事業
3-3 緑地保全事業	5-2 郷土芸能普及啓発支援事業 ※
3-4 鎌倉風致保存会助成事業	5-4 教育情報事業
3-5 歴史的風土特別保存地区買入れ事業	

3 事業一覧

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する事業

事業番号 1 - 1

事業名	景観重要建築物等助成事業																																										
事業主体	鎌倉市																																										
事業期間	平成8年度～令和7年度																																										
支援事業名	市単独事業																																										
事業箇所	(市域全域)																																										
事業概要	<p>市景観重要建築物等の保存又は活用のために必要な修繕、又は外観の修景を含めた工事に対する助成金を交付する。</p> <p style="text-align: center;">図6-2 市景観重要建築物等位置図</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 鎌倉文学館(旧前田家別邸)★</td> <td>23. 東勝寺橋</td> </tr> <tr> <td>2. 伊藤邸(旧望洋楼)</td> <td>25. 湯浅物産館★</td> </tr> <tr> <td>3. 篠田邸(旧村田邸)</td> <td>26. 去来庵</td> </tr> <tr> <td>4. 寸松堂★</td> <td>27. ホテル ニューカマクラ</td> </tr> <tr> <td>5. 日本基督教団鎌倉教会会堂</td> <td>29. 旧華頂宮邸★</td> </tr> <tr> <td>6. 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園</td> <td>30. 野尻邸(旧大佛次郎茶亭)</td> </tr> <tr> <td>7. かいひん荘鎌倉★</td> <td>31. 加賀谷邸</td> </tr> <tr> <td>8. 石川邸(旧里見弴邸)</td> <td>33. 極楽洞</td> </tr> <tr> <td>9. ※平成15年(2003年)12月指定解除</td> <td>34. 旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所</td> </tr> <tr> <td>10. 川合邸</td> <td>35. 旧三橋旅館蔵</td> </tr> <tr> <td>11. 鎌倉聖ミカエル教会聖堂</td> <td>36. 猪熊邸(旧武基雄自邸)</td> </tr> <tr> <td>12. 鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)★</td> <td>37. 萬屋本店</td> </tr> <tr> <td>13. 白日堂</td> <td>【重点区域外】</td> </tr> <tr> <td>15. 石島邸★</td> <td>14. 小池邸</td> </tr> <tr> <td>16. 旧安保小児科医院</td> <td>24. 榎亭★</td> </tr> <tr> <td>17. ※平成29年(2017年)6月指定解除</td> <td>28. 平井家住宅・長屋門</td> </tr> <tr> <td>18. 旧村上邸</td> <td>32. ※令和2年(2020年)3月指定解除</td> </tr> <tr> <td>19. 旅館対僊閣</td> <td>※★印は国登録有形文化財(建造物)(文化財保護法第57条)</td> </tr> <tr> <td>20. 笹野邸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21. のり真安齋商店</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22. 三河屋本店★</td> <td></td> </tr> </table>	1. 鎌倉文学館(旧前田家別邸)★	23. 東勝寺橋	2. 伊藤邸(旧望洋楼)	25. 湯浅物産館★	3. 篠田邸(旧村田邸)	26. 去来庵	4. 寸松堂★	27. ホテル ニューカマクラ	5. 日本基督教団鎌倉教会会堂	29. 旧華頂宮邸★	6. 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園	30. 野尻邸(旧大佛次郎茶亭)	7. かいひん荘鎌倉★	31. 加賀谷邸	8. 石川邸(旧里見弴邸)	33. 極楽洞	9. ※平成15年(2003年)12月指定解除	34. 旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所	10. 川合邸	35. 旧三橋旅館蔵	11. 鎌倉聖ミカエル教会聖堂	36. 猪熊邸(旧武基雄自邸)	12. 鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)★	37. 萬屋本店	13. 白日堂	【重点区域外】	15. 石島邸★	14. 小池邸	16. 旧安保小児科医院	24. 榎亭★	17. ※平成29年(2017年)6月指定解除	28. 平井家住宅・長屋門	18. 旧村上邸	32. ※令和2年(2020年)3月指定解除	19. 旅館対僊閣	※★印は国登録有形文化財(建造物)(文化財保護法第57条)	20. 笹野邸		21. のり真安齋商店		22. 三河屋本店★	
1. 鎌倉文学館(旧前田家別邸)★	23. 東勝寺橋																																										
2. 伊藤邸(旧望洋楼)	25. 湯浅物産館★																																										
3. 篠田邸(旧村田邸)	26. 去来庵																																										
4. 寸松堂★	27. ホテル ニューカマクラ																																										
5. 日本基督教団鎌倉教会会堂	29. 旧華頂宮邸★																																										
6. 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園	30. 野尻邸(旧大佛次郎茶亭)																																										
7. かいひん荘鎌倉★	31. 加賀谷邸																																										
8. 石川邸(旧里見弴邸)	33. 極楽洞																																										
9. ※平成15年(2003年)12月指定解除	34. 旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所																																										
10. 川合邸	35. 旧三橋旅館蔵																																										
11. 鎌倉聖ミカエル教会聖堂	36. 猪熊邸(旧武基雄自邸)																																										
12. 鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)★	37. 萬屋本店																																										
13. 白日堂	【重点区域外】																																										
15. 石島邸★	14. 小池邸																																										
16. 旧安保小児科医院	24. 榎亭★																																										
17. ※平成29年(2017年)6月指定解除	28. 平井家住宅・長屋門																																										
18. 旧村上邸	32. ※令和2年(2020年)3月指定解除																																										
19. 旅館対僊閣	※★印は国登録有形文化財(建造物)(文化財保護法第57条)																																										
20. 笹野邸																																											
21. のり真安齋商店																																											
22. 三河屋本店★																																											
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する市景観重要建築物等の保存又は活用のために必要な修繕、又は外観の修景を行うことで、良好なまち並み景観の形成や歴史・文化の周知が図られ、周遊観光に関わる探訪施設にもなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																										

事業番号 1 - 2 (事業完了)

事業名	史跡永福寺跡環境整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 56 年度～平成 29 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金 (文化財保存事業)
事業箇所	鎌倉市二階堂
事業概要	<p>史跡永福寺跡について広く一般に公開するため環境整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>図6-3 史跡永福寺跡位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-1 整備した苑池</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-2 史跡永福寺跡 三堂基壇</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-3 史跡永福寺跡 遣水</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡永福寺跡について、発掘調査の成果等を十分に反映した整備を行い、広く一般に公開することによって、学校教育や生涯学習の場となり、鎌倉の歴史を認識する上での重要な拠点施設となることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業の効果等	<p>発掘調査の成果等を反映した整備を行い、公開活用を開始した。工事中は説明会や部分的な公開を行い、整備後も地元と協力し、夜間開放を行う等近隣の理解を得ながら広く一般公開を進めている。復原整備により、中世の地域の歴史・文化を実体験できる場を設けることができた。今後も鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館等と連携し、円滑な運営管理を進めていく。</p>

事業番号 1 - 3

事業名	扇湖山荘庭園防災工事事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業、街なみ環境整備事業
事業箇所	鎌倉市鎌倉山一丁目

事業概要	<p>鎌倉山に所在する扇湖山荘の庭園において、斜面地の崩落を防ぐための工事を行う。</p>
	<p>図6-4 扇湖山荘施工箇所図</p>

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>重点区域内に所在する歴史的建造物である扇湖山荘の庭園の防災施設の整備（落石防護柵工事、ユニットネット工事、吹付法砕工等）を行うことによって、優れた自然的景観や鎌倉の歴史を認識する上での重要な施設の保全が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
-------------------------------	---

事業番号 1 - 4 (重点化事業)

事業名	歴史的風致形成建造物保存整備事業		
事業主体	鎌倉市		
事業期間	平成 28 年度～令和 7 年度		
支援事業名	市単独事業、街なみ環境整備事業		
事業箇所	重点区域		
事業概要	<p>重点区域内に点在している歴史的風致形成建造物候補について、歴史的風致形成建造物に指定し、その保存活用を図るために必要な耐震調査や改修設計、内装の修理や外観の修繕を含めた工事等を行う。併せて、歴史的建造物の由来などを表示した案内板等を設置する。</p>  <p style="text-align: center;">図6-5 歴史的風致形成建造物候補位置図</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旧川喜多邸別邸(旧和辻邸) 2. 鎌倉国宝館★(平成 30 年 9 月 28 日指定・第 2 号) 3. 鎌倉文学館(旧前田家別邸)★(令和 2 年 3 月 10 日指定・第 3 号) 4. 旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館) 5. 旧華頂宮邸★(平成 3 年 2 月 22 日指定・第 4 号) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> 6. 御成小学校旧講堂★(平成 29 年 3 月 29 日指定・第 1 号) 7. 旧鎌倉図書館 8. 扇湖山荘 9. 吉屋信子記念館 <p>※★印は歴史的風致形成建造物(歴史まちづくり法第 16 条)</p> </td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旧川喜多邸別邸(旧和辻邸) 2. 鎌倉国宝館★(平成 30 年 9 月 28 日指定・第 2 号) 3. 鎌倉文学館(旧前田家別邸)★(令和 2 年 3 月 10 日指定・第 3 号) 4. 旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館) 5. 旧華頂宮邸★(平成 3 年 2 月 22 日指定・第 4 号) 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 御成小学校旧講堂★(平成 29 年 3 月 29 日指定・第 1 号) 7. 旧鎌倉図書館 8. 扇湖山荘 9. 吉屋信子記念館 <p>※★印は歴史的風致形成建造物(歴史まちづくり法第 16 条)</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 旧川喜多邸別邸(旧和辻邸) 2. 鎌倉国宝館★(平成 30 年 9 月 28 日指定・第 2 号) 3. 鎌倉文学館(旧前田家別邸)★(令和 2 年 3 月 10 日指定・第 3 号) 4. 旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館) 5. 旧華頂宮邸★(平成 3 年 2 月 22 日指定・第 4 号) 	<ol style="list-style-type: none"> 6. 御成小学校旧講堂★(平成 29 年 3 月 29 日指定・第 1 号) 7. 旧鎌倉図書館 8. 扇湖山荘 9. 吉屋信子記念館 <p>※★印は歴史的風致形成建造物(歴史まちづくり法第 16 条)</p>		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する歴史的建造物について、内装の修理や外観の修繕等を行うことで、良好なまち並み景観の形成や鎌倉の歴史の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設にもなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境整備に関する事業

事業番号 2-1

事業名	人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 13 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業、神奈川県支援事業
事業箇所	重点区域
事業概要	<p>休日を中心とした交通渋滞の緩和を図るため、交通需要マネジメント（TDM=Transportation Demand Management）施策を実施する。</p>  <p>※大船駅周辺でも1箇所のパークアンドライド駐車場を運用</p> <p style="text-align: center;">図6-6 パークアンドライド駐車場位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-4 歩行者尊重道路</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図6-7 鎌倉フリー環境手形</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>パークアンドライド、パークアンドバスライド、鎌倉フリー環境手形（公共交通フリー乗車券）等の自動車から公共交通への転換施策を交通事業者と協働で実施するとともに、ロードプライシングを実施することによって、鎌倉地域における休日を中心とした交通渋滞の緩和が図られ、併せて歩行者尊重道路における安全対策を実施することにより市街地における良好な景観形成や歩行環境の改善につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 2 - 2

事業名	北鎌倉県道沿い歩行空間整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 29 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉市山ノ内

事業概要 JR 北鎌倉駅に近接する第三鎌倉道踏切から建長寺前までの県道 21 号沿いの民有地を整備し、快適な歩行空間の確保を図る。



図6-8 事業位置図



写真6-5 整備イメージ

(カラー舗装部分)



写真6-6 県道 21 号(山ノ内)

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

年間を通じて多くの観光客が訪れる県道 21 号横浜鎌倉線の第三鎌倉道踏切から建長寺前までの約 500m の間は、狭隘な歩道が続き、歩行者の円滑な通行に支障を来していることから、歩道に接する民有地を整備し、歩行空間を確保することで、周遊観光の利便性の向上が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 2 - 3

<p>事業名</p>	<p>社寺境内等公衆トイレ改修・整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>鎌倉市</p>
<p>事業期間</p>	<p>昭和 39 年度～令和 7 年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金（平成 28 年度～30 年度整備事業） 市単独事業（令和元年度）、街なみ環境整備事業（令和 4 年度～令和 7 年度）</p>
<p>事業箇所</p>	<p>重点区域</p>
<p>事業概要</p>	<p>老朽化の進んでいる社寺境内等の公衆トイレについて、ユニバーサルデザイン化と機能改善を図るための改修・整備を行う。</p>  <p style="text-align: center;">図6-9 既設トイレ位置図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-7 施工例(改修前)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-8 施工例(改修後)</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>鎌倉の歴史的風致の基盤となる社寺に設置された公衆トイレについて、外観修景及びバリアフリー化に関する工事を実施することにより、良好な市街地景観の形成及び周遊観光の利便性向上に資することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 2-4

事業名	歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業、街なみ環境整備事業
事業箇所	重点区域
事業概要	<p>歴史的遺産等の一体的な整備・運営を目指し、年間を通じ多くの観光客が訪れる区域において、地域に展開する歴史的遺産を結ぶ散策ルート等を設定し、道しるべ、道程を示す案内板、道路名板などを設置、道路の美装化等の整備に取り組む。このことにより、回遊性を確保し、地域の一体化を高めるとともに、歩く観光を推奨し、観光客の誘導・歩行者通行量の分散を図り、鉄道や歩道、特定のエリア等の混雑軽減に努める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">図6-10 歴史的遺産を結ぶ散策ルート等のイメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>写真6-9 美装化予定の荏柄天神参道</p> <p>写真6-10 道程を示す案内板など</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>地域に展開する歴史的遺産をつなぐ散策ルート等を設定し、整備することで、歴史的遺産等の一体的運用を図り、全体で地域の魅力の向上を図る。また、多くの歩行者で混雑する道路と並走する市道や観光スポット周辺の市道を整備し、歩行者を誘導・分散させることで、歩道の混雑が緩和され、周遊観光に係る安全性や利便性が向上することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 2-5

事業名	若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン運用等事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和元年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
事業箇所	若宮大路・小町通り

事業概要
 鎌倉景観地区では、建築物の形態意匠の制限と高さの最高限度を定めているが、形態意匠の制限については明確な基準がない。このため、若宮大路と小町通りでは、指針となる景観形成ガイドラインの策定を行い、都市景観条例に基づく景観配慮協議や景観法に基づく認定申請手続を通じて、行政、地元、設計者が一体となって景観を作っていくための地域の「作法」として、その活用を図る。



図6-11 若宮大路景観形成ガイドライン

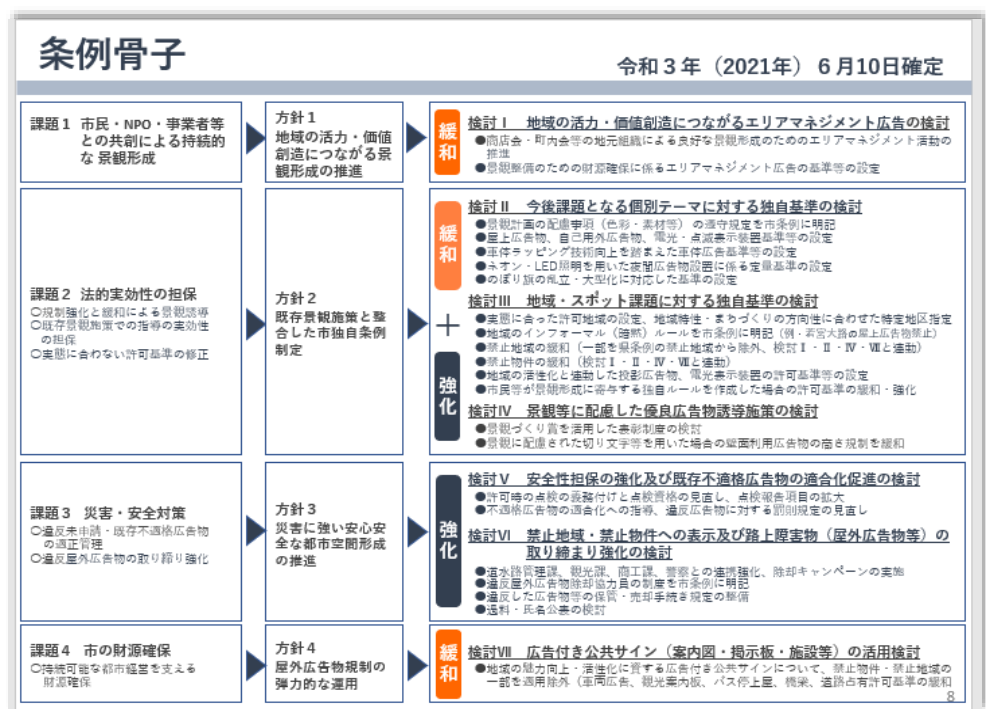


図6-12 小町通り景観形成ガイドライン

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
 鶴岡八幡宮の参道・商店街として、地域の顔となる若宮大路、小町通りにおいて、古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	屋外広告物条例制定・運用事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和2年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)
事業概要	これまでの屋外広告物の規制・誘導の実績を下地に、地域特性を踏まえた制度として市独自条例を制定し、適切な運用を図る。

図 6-13 鎌倉市屋外広告物条例(案)概要



事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

市独自の屋外広告物条例を制定し、運用を図ることによって、地域特性を踏まえた屋外広告物の規制・誘導が図られ、古都にふさわしい良好なまち並み景観の形成とまちの活性化が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する事業

事業番号 3 - 1

事業名	樹林維持管理事業																			
事業主体	鎌倉市																			
事業期間	昭和 63 年度～令和 7 年度																			
支援事業名	市単独事業																			
事業箇所	(市域全域)																			
事業概要	<p>歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等の良好な環境を守るため、該当地域を 6 分割し、毎年 1 地区（今後は毎年 2 地区の予定）を対象として、所有者に代わり樹木の枝払い等を実施する。</p> <p style="text-align: center;">表6-1 対象地域</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>八幡宮地区</td> <td>歴史的風土保存区域</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>山ノ内・今泉地区</td> <td>歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>浄明寺・十二所地区</td> <td>歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大町・材木座地区</td> <td>歴史的風土保存区域</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>長谷・極楽寺地区</td> <td>歴史的風土保存区域、緑地保全推進地区</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>佐助・御成地区</td> <td>歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、</td> </tr> </table> <p>【実施内容】</p> <p>① 自然林 山際の樹木が家屋に直接触れている部分及び家屋を被っている部分の枝払い、家屋や通行上で直接被害を受ける、又は危険を感じると思われる倒木や枯損木の伐採</p> <p>② 人工林 人工的に植栽された樹木で、ある程度のまとまりがある箇所の間伐や枝打ち等（自然林に係る事業を実施した後の予算の範囲内で実施）</p>		1	八幡宮地区	歴史的風土保存区域	2	山ノ内・今泉地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、	3	浄明寺・十二所地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、	4	大町・材木座地区	歴史的風土保存区域	5	長谷・極楽寺地区	歴史的風土保存区域、緑地保全推進地区	6	佐助・御成地区	歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、
1	八幡宮地区	歴史的風土保存区域																		
2	山ノ内・今泉地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、																		
3	浄明寺・十二所地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、																		
4	大町・材木座地区	歴史的風土保存区域																		
5	長谷・極楽寺地区	歴史的風土保存区域、緑地保全推進地区																		
6	佐助・御成地区	歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、																		
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区における樹林地を適切に管理することにより、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																			

事業番号 3 - 2

事業名	緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 56 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)

事業概要
 市が所有する緑地において、傾斜木や枯損木などの危険木、隣接地への越境樹木がある場合、事前の伐採等を行う。
 また、市が所有する緑地のうち、計画的な緑地の維持管理が必要な約 61 か所について、鎌倉市緑地維持管理計画（平成 30 年度策定）に基づき、施設の補修、更新や樹木の制定、伐採等を行う。



写真6-11 緑地維持管理事業等の状況

緑地番号	緑地名	地域	緑地番号	緑地名	地域
3	津1号緑地	腰越地域	70	(仮称)胡桃が谷緑地	鎌倉地域
9	(仮称)梶原1号緑地	深沢地域	72	(仮称)岡本戸部緑地	玉縄地域
10	(仮称)梶原2号緑地	深沢地域	73	(仮称)扇が谷1号緑地	鎌倉地域
11	(仮称)梶原3号緑地	深沢地域	74	(仮称)扇が谷2号緑地	鎌倉地域
15	(仮称)常盤緑地	深沢地域	75	(仮称)扇が谷3号緑地	鎌倉地域
17	(仮称)今泉1号緑地	大船地域	76	(仮称)佐助1号緑地	鎌倉地域
18	(仮称)今泉台2号緑地	大船地域	77	(仮称)佐助2号緑地	鎌倉地域
20	(仮称)今泉台4号緑地	大船地域	82	(仮称)今泉台8号緑地	大船地域
21	(仮称)今泉台5号緑地	大船地域	83	(仮称)十二所1号緑地	鎌倉地域
22	(仮称)今泉台6号緑地	大船地域	84	(仮称)観音山黙仙寺緑地	玉縄地域
24	(仮称)七里が浜1号緑地	腰越地域	86	(仮称)稲村が崎3号緑地	鎌倉地域
25	(仮称)津西1号緑地	腰越地域	87	(仮称)扇が谷4号緑地	鎌倉地域
26	(仮称)笛田1号緑地	深沢地域	88	(仮称)植木3号緑地	玉縄地域
27	(仮称)山崎1号緑地	深沢地域	91	(仮称)岡本内耕地緑地	玉縄地域
29	(仮称)植木1号緑地	玉縄地域	92	(仮称)等覚寺東光寺緑地	深沢地域
33	(仮称)梶原6号緑地	深沢地域	99	(仮称)手広1-3号緑地	深沢地域
35	(仮称)浄明寺緑地	鎌倉地域	100	(仮称)手広谷際緑地	深沢地域
38	(仮称)津西2号緑地	腰越地域	101	(仮称)二階堂4号緑地	鎌倉地域
39	(仮称)梶原7号緑地	深沢地域	103	雪ノ下1号緑地	鎌倉地域
40	(仮称)高野1号緑地	大船地域	105	(仮称)長谷1号緑地	鎌倉地域
44	(仮称)腰越2号緑地	腰越地域	106	(仮称)高野4号緑地	大船地域
50	(仮称)常盤山緑地	深沢地域	115	(仮称)材木座1号緑地	鎌倉地域
56	(仮称)稲村が崎1-1号緑地	鎌倉地域	117	(仮称)津西3号緑地	腰越地域
58	(仮称)稲村が崎2号緑地	鎌倉地域	118	(仮称)今泉台9号	大船地域
60	(仮称)鎌倉山2号緑地	深沢地域	120	(仮称)玉縄城址緑地	玉縄地域
61	(仮称)笹目1号緑地	鎌倉地域	121	(仮称)鎌倉山3号緑地	深沢地域
62	(仮称)天神山緑地	深沢地域	122	(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区	深沢地域
63	(仮称)手広峯緑地	深沢地域	124	(仮称)岩瀬3号緑地	大船地域
64	(仮称)山ノ内明月谷緑地	大船地域	125	(仮称)長谷3号緑地	鎌倉地域
68	(仮称)笛田三反所緑地	深沢地域	126	(仮称)寺分4号緑地	深沢地域
69	(仮称)釈迦堂緑地	鎌倉地域			

表 6-2 維持管理の優先順位の高い 61 緑地一覧

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
 市街地に広がる市所有の緑地を計画的かつ適切に管理することにより、緑と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 3-3

事業名	緑地保全事業																																																				
事業主体	鎌倉市																																																				
事業期間	昭和 47 年度～令和 7 年度																																																				
支援事業名	市単独事業																																																				
事業箇所	(市域全域)																																																				
事業概要	<p>美観上優れた樹木、樹林、生け垣を指定し、所有者に対し、適切な管理に係る奨励金を交付する。また、市街化区域に所在する緑地の保全を図るため、土地所有者と緑地保全契約を締結し、奨励金を交付する。加えて、緑地の所有者が行う維持管理作業について、助成金を交付する。</p> <p>令和2年度 指定／契約状況及び奨励金交付状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木(1本または1株につき年額1,800円) ・保存樹林(100平方メートルにつき年額530円) ・保存生け垣(片側の面積10平方メートルにつき年額860円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">令和2年度末指定状況</th> <th colspan="3">令和2年度末奨励金支出状況</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>本数・面積</th> <th>件数</th> <th>本数・面積</th> <th>奨励金の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹木</td> <td>65件</td> <td>325本</td> <td>57件</td> <td>297本</td> <td>534,600円</td> </tr> <tr> <td>樹林</td> <td>180件</td> <td>2,374,464.24㎡</td> <td>154件</td> <td>2,177,867.52㎡</td> <td>11,499,410円</td> </tr> <tr> <td>生け垣</td> <td>105件</td> <td>9,152.44㎡</td> <td>91件</td> <td>8,193.76㎡</td> <td>676,820円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>302件</td> <td>-</td> <td>264件</td> <td>-</td> <td>12,710,830円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※奨励金を辞退された方等を含むため、指定状況とは異なります。 ※樹木、樹林、生け垣を重複して指定している方がいるため、件数の合計は各項目の合計と一致しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全契約 (固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に相当する額 並びに現状維持に対する手当ての助成金として1平方メートル当たり13円を乗じて得た額の合計額) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">令和2年度末契約状況</th> <th colspan="3">令和2年度末奨励金支出状況</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>件数</th> <th>面積</th> <th>奨励金の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地保全契約</td> <td>117件</td> <td>517,503.38㎡</td> <td>115件</td> <td>514,628.38㎡</td> <td>8,015,720円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※奨励金を辞退された方等を含むため、契約状況とは異なります。 ※年度内に契約変更等があったため、契約状況とは異なります。</p>	項目	令和2年度末指定状況		令和2年度末奨励金支出状況			件数	本数・面積	件数	本数・面積	奨励金の金額	樹木	65件	325本	57件	297本	534,600円	樹林	180件	2,374,464.24㎡	154件	2,177,867.52㎡	11,499,410円	生け垣	105件	9,152.44㎡	91件	8,193.76㎡	676,820円	合計	302件	-	264件	-	12,710,830円	項目	令和2年度末契約状況		令和2年度末奨励金支出状況			件数	面積	件数	面積	奨励金の金額	緑地保全契約	117件	517,503.38㎡	115件	514,628.38㎡	8,015,720円
項目	令和2年度末指定状況		令和2年度末奨励金支出状況																																																		
	件数	本数・面積	件数	本数・面積	奨励金の金額																																																
樹木	65件	325本	57件	297本	534,600円																																																
樹林	180件	2,374,464.24㎡	154件	2,177,867.52㎡	11,499,410円																																																
生け垣	105件	9,152.44㎡	91件	8,193.76㎡	676,820円																																																
合計	302件	-	264件	-	12,710,830円																																																
項目	令和2年度末契約状況		令和2年度末奨励金支出状況																																																		
	件数	面積	件数	面積	奨励金の金額																																																
緑地保全契約	117件	517,503.38㎡	115件	514,628.38㎡	8,015,720円																																																
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市街地に広がる民有緑地等を適切に管理することにより、緑と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																				



写真6-12 風致地区に位置する保存生け垣

事業番号 3 - 4

事業名	鎌倉風致保存会助成事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 58 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉市雪ノ下 外

事業概要 歴史的風致の維持向上に深く関わっている鎌倉風致保存会の運営に対し補助金を交付する。



図6-14 鎌倉風致保存会の主な活動の場所

鎌倉風致保存会の活動の様子



写真6-13 中学生に対する啓発活動



写真6-14 下草刈り

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

史跡や社寺背後の緑地等で下草刈り等の「みどりのボランティア」や緑地保全の啓発に取り組んでいる鎌倉風致保存会の運営に対し補助金を交付することによって、歴史的風致の重要な要素である山稜部の保全活動の支援につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 3 - 5

<p>事業名</p>	<p>歴史的風土特別保存地区買入れ事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>神奈川県</p>
<p>事業期間</p>	<p>昭和 42 年度～令和 7 年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>社会資本整備総合交付金（古都保存・緑地保全等事業）</p>
<p>事業箇所</p>	<p>重点区域内</p>
<p>事業概要</p>	<p>歴史的風土特別保存地区内において、土地所有者が建築物その他の工作物の新築等の行為の許可を受けることができず、土地利用に著しい支障をきたすため、土地所有者から土地を買入れるべき旨の申出があった場合、買入れを行う。</p>  <p style="text-align: center;">図6-15 対象範囲</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>歴史的風土特別保存地区における行為の制限及び土地の買入れ（公有地化）を図り、適切な管理を行うことによって、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観の保全につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 3 - 6 (事業完了)

事業名	古都保存法施行 50 周年記念事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 28 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)
事業概要	<p>昭和 41 年に古都保存法が制定・施行され、平成 28 年に 50 周年を迎えることから、シンポジウム等の記念イベントを実施する。</p> <p>50 周年記念事業の様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-15 里山フェスタ(1)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-16 里山フェスタ(2)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>図6-16 記念誌の作成と配布</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風土の大切さを多くの方々とともに考え共有することで、緑豊かな自然的環境と一体となった良好な市街地景観を、次世代へ継承する意識の醸成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業の効果等	平成 28 年(2016 年)には、古都保存法施行 50 周年を記念し、里山フェスタでの啓発、記念誌の作成と配布を行い、多くの人と歴史的風土の大切さや考えの共有を行った。今後も市民の理解と協力のもと、自然的環境と歴史的建造物等が一体となった歴史的風土の保存の取組を継続していく。

(4) 歴史的遺産の公開活用に関する事業

事業番号 4-1 (事業完了)

事業名	(仮称)鎌倉歴史文化交流センター整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 25 年度～平成 28 年度
支援事業名	市単独事業 (平成 25 年度～平成 26 年度・平成 28 年度) 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金 (平成 27 年度)
事業箇所	鎌倉市扇ガ谷一丁目
事業概要	<p>歴史的風致の維持向上に係る啓発活動の拠点施設として、(仮称)鎌倉歴史文化交流センターを整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="466 779 1008 1518">  <p>図6-17 事業位置図</p> </div> <div data-bbox="1024 757 1433 1093">  <p>写真6-17 整備後建物外観(正面)</p> </div> <div data-bbox="1024 1146 1449 1460">  <p>写真6-18 建物外観(谷戸の風景)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>英国の建築家であるノーマン・フォスター氏の設計による当該建物は、この地の歴史的背景や周囲の空間に調和するようデザインされたものであり、鎌倉の歴史的風致の維持向上に関する啓発活動が行われる拠点施設であるとともに、緑豊かな自然環境と歴史的遺産とが共存した鎌倉独自の風情や趣を感じることができることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業の効果等	<p>建物のリノベーションにより、歴史文化のガイダンス施設としての整備が完了したことで、これまで本市にはなかった通史展示や出土品の展示、イベント等を行い、鎌倉の歴史文化を学び、体験できる場ができた。今後とも鎌倉国宝館等と連携を図ることで、鎌倉の歴史的遺産に対する市民等の理解を深めていく。</p>

事業番号 4 - 2

事業名	発掘調査速報展事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 25 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉生涯学習センター 外
事業概要	<p>前年度に市内で行われた発掘調査について、出土した遺物や調査中の写真などの展示を行うとともに、併せて遺跡調査研究発表会を行う。また、「鎌倉の埋蔵文化財」として調査の概要を冊子にまとめ、無償配布する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="491 813 1043 1223">  <p data-bbox="571 1238 895 1272">写真6-19 発掘調査速報展</p> </div> <div data-bbox="1075 813 1425 1294">  <p data-bbox="1110 1317 1422 1350">図6-18 鎌倉の埋蔵文化財</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="491 1328 1043 1738">  <p data-bbox="547 1765 922 1798">写真6-20 遺跡調査研究発表会</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>身近な場所での発掘調査成果や、発掘された遺物などについて市民等が触れる機会を設けることで、鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 4 - 3

事業	出土遺物庁舎内展示事業
事業期間	鎌倉市 平成 27 年度～令和 7 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉市御成町 外
事業概要	市内の発掘調査において出土した遺物を市庁舎内に展示する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  写真6-21 展示の様子(遠景) </div> <div style="text-align: center;">  写真6-22 展示の様子(近景) </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内で出土した遺物に身近に触れられる機会を提供することで、鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業番号 4 - 4 (重点化事業)

事業名	史跡環境整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 37 年度～令和 7 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金 (文化財保存事業)
事業箇所	(市域全域)
事業概要	<p>市内に点在する国指定の史跡について適切な保存管理と公開活用を行うため、防災工事、危険木の伐採、歩行路の確保、史跡説明板等の設置などを行う。</p> <p>実施例</p> <p style="text-align: center;">史跡仮粧坂説明板の整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-23 史跡説明板整備(施工前)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-24 史跡説明板整備(施工後)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>写真6-25 史跡大町秣迦堂口遺跡の崩落対策及び公開活用に向けた整備(施工前)</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡の保存を目的とした整備や来訪者が史跡内を安全で快適に散策できるような整備を行うことで、鎌倉の歴史や文化についての理解を深める場の創出につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 4 - 5

事業名	文化財保存・修理助成事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	昭和 36 年度～令和 7 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	（市域全域）
事業概要	<p>国・県・市の指定を受けている文化財（建造物）のうち、修理が必要なものについて修理費用の助成を行う。</p> <p>実施例(左：英勝寺、右：円覚寺舍利殿)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-26 修理中の屋根</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-27 修理後の屋根</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-28 国指定重要文化財光明寺本堂の修理(施工中・外観)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-29 国指定重要文化財光明寺本堂の修理(施工中・内観)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的風致の要素となる文化財（建造物）について、所有者が適切な保存修理を行うための費用を助成することによって、歴史的建造物の保全及び社寺を核とした市街地の良好な景観形成につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 4 - 6

<p>事業名</p>	<p>文化財調査・整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>鎌倉市</p>
<p>事業期間</p>	<p>昭和 47 年度～令和 7 年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業（昭和 47 年度～令和 7 年度） 国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化財保存事業）（昭和 59 年度～令和 7 年度）</p>
<p>事業箇所</p>	<p>（市域全域）</p>
<p>事業概要</p>	<p>市指定文化財の管理者に対して文化財の適正な管理に係る奨励金を交付する。また、発掘調査の実施や埋蔵文化財の記録保存を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="475 808 1031 1182"> </div> <div data-bbox="1054 786 1422 1240"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="464 1184 873 1236"> <p>しょうぞくいん 写真6-30 円覚寺正統院 開山堂</p> </div> <div data-bbox="1070 1238 1410 1285"> <p>しょうかんのん 写真6-31 浄智寺 聖観音</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>写真6-32 発掘調査の様子</p> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>市指定文化財の管理者が行う文化財の適正な管理に対して奨励金を交付することや発掘調査の実施、埋蔵文化財の記録保存等を行うことで貴重な文化財の保存活用が図られ、鎌倉の歴史や文化を後世に伝えることに繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 4 - 7

<p>事業名</p>	<p>観光案内板等整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>鎌倉市</p>
<p>事業期間</p>	<p>昭和 39 年度～令和 7 年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業、街なみ環境整備事業</p>
<p>事業箇所</p>	<p>(市域全域)</p>
<p>事業概要</p>	<p>歴史的遺産の周辺等来訪者の多い場所において、歴史的遺産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を実施する。また、観光客の集中や混雑に対応するため、携帯端末等を活用した市内の主要な観光・文化施設等の混雑状況等の提供システムの構築と運用を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="486 862 949 1198"> </div> <div data-bbox="981 862 1444 1198"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="486 1209 949 1612"> </div> <div data-bbox="981 1209 1444 1612"> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>鎌倉の歴史的風致の基盤となる社寺の由来に関する説明や観光ルートを案内する看板を設置すること等によって鎌倉の歴史や文化財等に関する理解が深まるとともに、観光客の来訪時間や地域の分散化が図られ、それらを巡る周遊観光の利便性向上が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 4 - 8

<p>事業名</p>	<p>博物館等運営事業と市内歴史・文化施設の連携</p>
<p>事業主体</p>	<p>鎌倉市</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和3年度～令和7年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業箇所</p>	<p>(市域全域)</p>
<p>事業概要</p>	<p>鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の連携による運営を強化し、市内に多く在る文化財を効果的に公開・活用する。また、市内の県・市・民間の歴史・文化施設との連携に取り組む。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真6-36 鎌倉国宝館における文化財の公開</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真6-37 鎌倉歴史文化交流館における文化財の公開</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>市内の歴史・文化施設の連携強化により、鎌倉の歴史文化に触れ、体験する場の充実が図られ、多くの人々が鎌倉の歴史的遺産等と共生するまちの魅力が感じられ、歴史的風致の維持向上に関する啓発が行われることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 4 - 9

事業名	鎌倉市にふさわしい博物館事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	令和3年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	(市域全域)

事業概要
 令和2年(2020年)6月に策定した鎌倉市にふさわしい博物館基本構想を基に、同基本計画等策定と事業の推進を図る。鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の「エコミュージアムの構築」の考え方は、**歴史的遺産と共生するまちづくり**の推進にとっても有用であり、歴史的風致維持向上計画との関係性等について検討を行っていく。

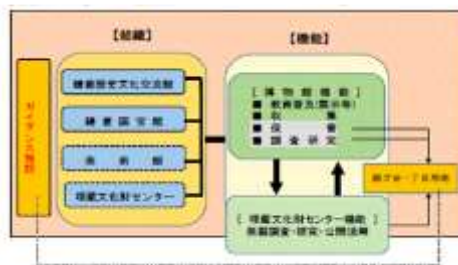


図6-20 エコミュージアムのコアの考え方

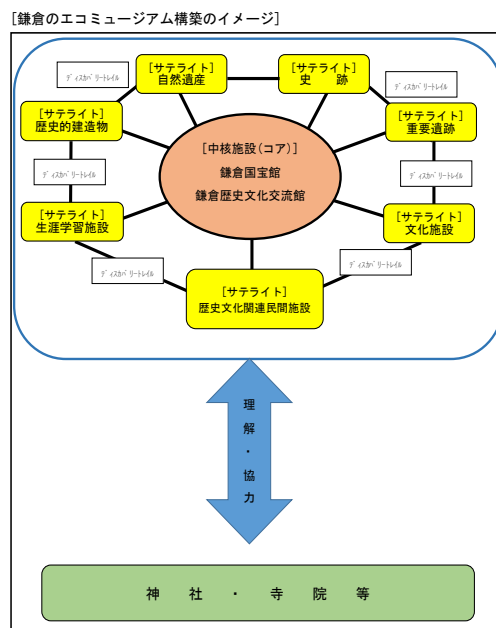


図6-21 鎌倉のエコミュージアムの構築のイメージ

事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の考え方の中核にある「**エコミュージアムの構築**」は、**鎌倉市第3次総合計画基本構想での将来都市像である古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまちを目指す具体手的な手法のひとつとして、歴史的遺産を活用と文化財の適切な保存管理機能の充実を図りながら、さらなる地域の魅力を高め、歴史的遺産と共生するまちづくりの推進に資するものとなることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。**

(5) 地域の伝統文化の継承に関する事業

事業番号 5-1 (事業完了)

事業名	鎌倉彫振興事業所整備事業
事業主体	鎌倉市
事業期間	平成 27 年度～平成 29 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鎌倉市由比ガ浜三丁目
事業概要	<p>伝統的工芸品である鎌倉彫の保護・育成を図るため、活動拠点となる施設のバリアフリー工事化や耐震改修工事等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>図6-22 事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-38 建物の様子(正面入口)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真6-39 建物の様子(整備後内観)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>利用者の利便性向上に向け、建物のバリアフリー工事や耐震工事等を実施することにより、伝統的工芸品である鎌倉彫の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知する拠点施設としての機能が整備され、また、鎌倉彫の製作を体験する場が確保されることにより、後継者の育成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>
事業の効果等	<p>鎌倉彫産業の振興を図るため、鎌倉彫振興事業所「鎌倉彫工芸館」の建物改修を行った。整備後、市内の伝統鎌倉彫事業協同組合などが行った体験教室や小学校の卒業制作等を通じて、鎌倉彫に触れる機会の提供や歴史や魅力の周知が図られている。</p>

事業番号 5 - 2

<p>事業名</p>	<p>郷土芸能普及啓発支援事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>鎌倉市</p>
<p>事業期間</p>	<p>昭和 45 年度～令和 7 年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業箇所</p>	<p>(市域全域)</p>
<p>事業概要</p>	<p>関係団体との協働により、郷土芸能の普及啓発の場である鎌倉郷土芸能大会を開催する。</p> <p>郷土芸能大会の様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="507 792 906 1391">  </div> <div data-bbox="948 792 1422 1106">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="571 1406 815 1442"> <p>写真6-40 会場入口</p> </div> <div data-bbox="1050 1115 1294 1151"> <p>写真6-41 鎌倉神楽</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="948 1160 1422 1473">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1050 1487 1294 1523"> <p>写真6-42 はやし獅子</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="948 1532 1422 1845">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1050 1854 1294 1890"> <p>写真6-43 祭ばやし</p> </div> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>鎌倉市郷土芸能保存協会との協働のもと、四十余年続いている鎌倉郷土芸能大会を継続的に開催することにより、地域に伝わる伝統芸能の価値や魅力、歴史などを広く一般に周知することで、後継者の育成にも資することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 5 - 3

<p>事業名</p>	<p>御霊会助成事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>鎌倉市</p>
<p>事業期間</p>	<p>昭和 51 年度～令和 7 年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業箇所</p>	<p>鎌倉市坂ノ下</p>
<p>事業概要</p>	<p>面掛行列の実施、実施に必要な衣装・用具の保存や維持管理、行事の担い手の育成を図っている御霊会へ補助金を交付する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="466 739 933 1086"> <p>写真6-44 面掛行列の様子(1)</p> </div> <div data-bbox="965 739 1433 1086"> <p>写真6-45 面掛行列の様子(2)</p> </div> </div> <div data-bbox="466 1164 1433 1612"> <p>図6-23 面掛行列ルート図</p> </div>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>県指定の無形民俗文化財である面掛行列を実施している御霊会を支援することで、歴史・伝統を活かした地域づくりが推進されるとともに、地域に伝わる伝統行事を後世に伝えることにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業番号 5-4

<p>事業名</p>	<p>教育情報事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>鎌倉市</p>
<p>事業期間</p>	<p>昭和 57 年度～令和 7 年度</p>
<p>支援事業名</p>	<p>市単独事業</p>
<p>事業箇所</p>	<p>(市域全域)</p>
<p>事業概要</p>	<p>市内の小・中学生の郷土学習の資料として学習資料を作成し、配付する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">図6-24 中学校社会科学習用</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">図6-25 小学校社会科学習3・4年生用</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>市内の小・中学生向けに社会科学習資料を作成することで、子どもたちが地域の歴史を学び、固有の文化や伝統行事を次世代に継承する意識の醸成が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>